

令和3年度中央区行政懇談会 質問事項等回答要旨

区民部 地域振興課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

目 次

京橋地域・・・・・・・・・・ 1 ページ

日本橋地域・・・・・・・・・・ 4 ページ

月島地域・・・・・・・・・・ 6 ページ

質問町会	質問項目	担当部等
<p>銀座西一丁目町会 会長 塚本 和隆</p>	<p>自転車利用マナーおよび自転車放置禁止区域について</p> <p>【回答】</p> <p>はじめに、自転車利用マナーについてです。</p> <p>銀座地区の中央通りでの自転車通行方法は、普通自転車歩道通行可の標識がないことから、子供や高齢者・身体に障害を有している方以外は、安全のためやむを得ない場合を除いて、歩道を通行することはできないことが定められております。</p> <p>また、歩道を自転車が通行する場合は、車道側を徐行するよう定められております。しかしながら、自転車利用者がこれらのルールを順守していないことによる事故の発生や危険走行が問題となっております。</p> <p>このため、区では区内警察署と連携して、交通安全キャンペーンや交通安全運動などのさまざまな機会を捉えて、「自転車は車道が原則、歩道は例外」などの「自転車安全利用五則」の周知や、スケアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施し、自転車利用におけるルールの周知を図っております。</p> <p>今後もこれらの取組を実施することにより、自転車の安全利用を促進してまいります。</p> <p>次に、自転車放置禁止区域についてです。</p> <p>放置禁止区域の指定は、中央区自転車の放置防止に関する条例において、自転車が放置されることにより良好な生活環境が阻害されると認められること、かつ、駐輪場が整備されていること、と規定されております。</p> <p>現在、銀座地区では、銀座四丁目（銀座三越 192台）、銀座六丁目（区立銀座六丁目地下駐輪場 400台）のほか銀座一丁目の民設民営駐輪場など、銀座全域で954台の駐輪場が整備されております。一方で、放置自転車台数は1,700台程度を数えており、駐輪場が著しく不足している状況であります。</p> <p>区は、平成29年度の行政懇談会において、「昭</p>	<p>環境土木部</p>

<p>銀座七丁目町会 会長 澁谷 昌也</p>	<p>和通りなど銀座外周部の広幅員の歩道上へ民設民営での駐輪場整備を行い、銀座地区への自転車放置禁止区域の指定を検討してまいります。」と回答したところであり、昭和通りでの民設民営駐輪場整備について、管理者と協議を行っております。</p> <p>区といたしましては、引き続き大規模開発の機会を捉えて事業者に駐輪場整備を要請するとともに、昭和通りなど広幅員の歩道上での駐輪場整備について協議を行うなど、駐輪場の整備を進めてまいります。</p> <p>駐輪場の整備が進み、放置自転車をおおむね収容できる見通しが立ちましたら、放置禁止区域の指定を検討してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>【回答】</p> <p>築地警察署では、自転車利用者等に対し、交通ルール・マナー向上の広報啓発活動を実施するとともに、悪質性・危険性の高い交通違反については指導・警告・取締りを強化しています。その結果、令和2年中における自転車関与の交通事故が、前年に比べ大幅に減少しました。</p> <p>今後も引き続き、キャンペーン活動等を通じ自転車利用者の交通ルール・マナー向上の周知徹底を図るとともに、自転車利用の交通違反者に対する指導警告・取締りを強化し、管内の交通の安全と円滑を図っていきます。</p> <p>違法駐輪対策について</p> <p>【回答】</p> <p>道路上の放置自転車は、歩行者や車の通行の妨げになるだけでなく、災害時等の活動に大きな支障をきたします。</p> <p>このため、区では中央区自転車の放置防止に関する条例に基づき、駐輪場が一定程度整備されている地域では、放置禁止区域の指定を行うとともに、放置自転車の即日撤去を実施しております。</p> <p>また、放置禁止区域外では、自転車を放置しないよう指導（注意札の取り付け）するとともに、</p>	<p>築地警察署</p> <p>環境土木部</p>
-----------------------------	--	---------------------------

<p>築地六丁目町会 会長 大長 清高</p>	<p>指導後も放置されている場合には周知（警告札の取り付け）したうえで撤去しております。</p> <p>銀座七丁目については放置禁止区域外であり、指導・周知後に撤去するため、放置の確認から撤去まで5日以上必要となります。</p> <p>区といたしましては、今後も粘り強く定期的にパトロールを実施し、放置自転車の指導等を行うことで、放置の防止に一層努めてまいります。</p> <p>なお、中央区自転車の放置防止に関する条例は、道路、公園等の公共の場所を対象としており、路地や私有地内は対象外となりますので、各敷地管理者において対応していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>築地市場跡地について</p> <p>【回答】</p> <p>築地市場跡地のまちづくりについて、東京都は令和2年9月、先行整備と本格整備を行う事業者を令和4年度を目標に一体的に募集する方向であること、それに先立ち令和3年度中の事業の実施方針等の公表を検討していくことを発表しました。</p> <p>この発表は迅速なまちづくりを求める本区の考えと一致するものでありますが、本区ではそれに加え、将来にわたって東京を牽引していく重要な公共施設である、バスやタクシー、水上交通や地下鉄新線が乗り入れる交通結節点、跡地と周辺の場外市場をはじめ、築地本願寺、浜離宮恩賜庭園、国立がん研究センター、聖路加国際病院、朝日新聞社東京本社とをシームレスに移動できる歩行者動線、そして場外市場の運営に不可欠な豊洲市場とつながるための物流機能など、築地全体の活気とにぎわいの継承に不可欠な公共施設を東京都に求め続けていきたいと考えております。</p>	<p>都市整備部</p>
-----------------------------	---	--------------

質問町会	質問項目	担当部等
<p>日本橋六の部連合町会 会長 清水 貞男</p>	<p>「中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例」の改正等について</p> <p>【回答】</p> <p>「客引き行為等」の定義づけにつきましては、都が制定している「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」、いわゆる迷惑防止条例において、不当な客引き行為等の禁止と罰則規定が明確に位置づけられており、都内の繁華街において所轄の警察署が取り締まりを実施していますが、その事実認定および適用の実効性に課題があるものと認識しております。</p> <p>したがって、区としましては、日本橋・八重洲地域の客引き行為の問題につきましては、当該地域で営業を行う方々の意識のあり方や地域全体でのルール策定など、地域の環境浄化や防犯意識の向上の取組が不可欠であると受け止めております。そうした取組に対して区としてできる限りの支援を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>今後とも、日本橋六之部環境浄化対策委員会、中央警察署および中央防犯協会と緊密な連携を図りながら、引き続き地域の安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>防災危機管理室</p>
<p>日本橋六の部連合町会 会長 清水 貞男</p>	<p>再開発に伴うねずみ対策について</p> <p>【回答】</p> <p>日本橋六の部連合町会内の5つの再開発事業のうち、2つが解体工事を行っています。そのいずれも「中央区建築物の解体工事の事前周知に関する要綱」に基づき、再開発組合が解体工事着手前に、ネズミ駆除を実施しています。</p> <p>区といたしましても、再開発組合によるネズミ駆除に合わせ、当該エリア周辺の公共の場所における現場確認や巣穴の封鎖、毒エサの設置、定期的な見回りなどの対策を重点的に実施したところでもあります。</p> <p>今後も、残りの再開発事業の進捗を注視しながら、必要な対策を実施してまいります。</p>	<p>中央区保健所</p>

	<p>なお、ネズミ対策は地域全体で広域的に取り組むことが効果的であり、町会等が自主的に取り組むネズミ対策に要する経費の一部を補助する事業を令和元年度から実施し、これまでの実績としては25町会と1自治会に補助金を交付しています。そのうち、昨年度は再開発地区周辺で相談をいただいた1町会に対して補助金を交付し、地域におけるネズミ対策を実施しております。補助金のご活用を検討される場合は、担当までご連絡いただければ説明にお伺いいたします。</p>	
--	--	--

質問町会	質問項目	担当部等
月島二之部町会 会長 宮田 和夫	<p>町会掲示板の区道への設置について</p> <p>【回答】</p> <p>町会掲示板の区道への設置につきましては、道路法に基づく区の「道路占用許可基準」により、大きさや材質などが定められているほか、設置者は、国や地方公共団体に限定しており、区道上に町会掲示板を設置することは難しい状況であります。</p> <p>そのため、町会掲示板の設置については、敷地内等での設置をお願いいたします。なお、各マンションには居住者間の交流を図るため、市街地開発事業指導要綱の中で掲示板等を設けるよう指導しております。</p> <p>さらに、区では既存の広報掲示板の有効活用を図るため、町会の皆様の自主的な管理のもと、その4分の1程度のスペースを町会専用の広報活動にご利用いただいているところであります。</p>	環境土木部
月島三之部町会 会長 植村 利男	<p>集合住宅への町会加入対応について</p> <p>【回答】</p> <p>集合住宅への町会加入につきましては、「中央区マンションの適正な管理の推進に関する条例」および「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、建築主や開発事業者に対し、町会・自治会への参加等について入居者へ周知するなど、地域と良好なコミュニティが形成されるよう協力を促しているところです。</p> <p>併せて、個人での町会・自治会への加入促進を図るため、町会・自治会活動を紹介する情報誌「こんにちは町会です」を発行し、「町会・自治会マップ」と併せて転入者に配布するとともに、各町会・自治会の行事案内や会員募集などにご活用いただける「町会・自治会ネット」を開設しております。特に、令和元年度の「こんにちは町会です」につきましては、町会・自治会の年間活動事例を紹介する特別号として発行し、「中央区わたしの便利帳」とともに、令和2年3月までに、区内の全世帯に配布いたしました。</p>	区民部

<p>晴海テラス自治会 会長 松谷 稔</p>	<p>今後も、町会・自治会への加入促進におかれましては、区にご相談いただきながら、「こんにちは町会です」や「町会・自治会ネット」等をご活用いただければと存じます。区としても、あらゆる機会を捉え、町会・自治会への加入・参加を働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>町会長・自治会長年間活動記念品について 【回答】 町会長・自治会長をはじめ町会・自治会の皆様には日頃から住民同士の交流や地域行事、防災・防犯の取組など、さまざまな地域活動にご尽力いただきしており、本区における下町ならではの人情や連帯感により形成された地域コミュニティはこうした活動の賜物であると認識しております。</p> <p>区では、町会・自治会に対し、日頃の地域活動に対する感謝の意を表するため、平成15年度から年間活動記念品としてカタログギフト（令和2年度単価 約4千円）をお送りしております。</p> <p>今後も、町会・自治会が行う加入促進活動やイベントなどを支援する施策を推進し、町会・自治会を中心とした区民同士の交流の促進や、さまざまなコミュニティ活動の機会の充実を通じて、地域の活性化を図ってまいりますので、引き続きご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。</p>	<p>区 民 部</p>
<p>ザ・パークハウス晴海タワーズ ティアロレジデンス自治会 会長 茂木 俊輔</p>	<p>(1) 東京BRTの運行について 【回答】 東京2020大会後にプレ運行（2次）を開始し、2022年度以降に本格運行を開始する予定です。</p> <p>○プレ運行（2次）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線ルート （虎ノ門ヒルズ～東京テレポート） ・晴海・豊洲ルート （虎ノ門ヒルズ～豊洲市場前） ・勝どきルート （新橋～勝どきBRT） <p>○本格運行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記ルートに選手村ルートが加わる。 （新橋～晴海5丁目（選手村）） 	<p>環 境 土 木 部</p>

<p>月島四丁目住宅自治会 会長 吉瀬 君江</p>	<p>(2) 東京BRT車両の災害時活用について 【回答】 東京BRT燃料電池バス等の災害時活用については、令和2年度に、水素ステーションの設置場所が正式に決定したことや東京BRTのプレ運行が開始されたことを受けまして、今後、災害時における電源確保に向けた活用について、運行事業者等と協議を進めてまいります。</p>	<p>防災危機管理室 環境土木部</p>
	<p>(3) 晴海BRTターミナルについて 【回答】 東京都都市整備局より、晴海BRTターミナル(貫通通路含む)については、計画の見直しを進めていると聞いております。 なお、貫通通路については、交通管理者や道路管理者の意見を聴き整備され、運行事業者が適切に安全対策をとるものと認識しています。</p>	<p>環境土木部</p>
	<p>(4) 晴海四丁目、五丁目晴海緑道公園について 【回答】 東京都港湾局より、大会後に追加工事を行ったのちに速やかに開園すると聞いております。</p>	<p>環境土木部</p>
	<p>(5) 晴海臨海公園～春海橋間の公園整備について 【回答】 東京都港湾局より、令和5年度以降、遊歩道が整備され、春海橋公園と一体的に管理運営が行われると聞いております。晴海臨海公園との接続に関しては、太平洋セメント跡地の開発の動向等を踏まえて検討されるものと考えております。</p>	<p>環境土木部</p>
	<p>選手村の新型コロナウイルス感染症対策について 【回答】 東京2020大会における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年9月に東京2020組織委員会、国および都の3者による感染症対策</p>	<p>企画部</p>

調整会議が設置され、安全・安心な大会の実現に向けて、アスリート・大会関係者等の行程ごとに予防的観点と事態対応面から検討が行われています。

また、この検討を基に、I O C、I P C、世界保健機関等の意見を踏まえて、アスリート・大会関係者等が行うべき感染症対策の基本原則を規定したプレイブックが作成されております。

選手村につきましては、アスリート・大会関係者が生活を行う場であることを踏まえた感染症対策が必要とされており、

①マスクの着用や三密回避など基本的な感染防止策の徹底のほか、選手などには行動制限が定められ、原則として選手村（あるいは宿泊先）、練習会場、競技場に限定されています。また、これらへの移動も専用あるいは貸し切りの交通機関を用いることとされ、公共交通機関を利用しないことが原則となります。選手等の選手村への入村は競技開始5日前、競技終了後は2日後までに退去することとされております。また、海外の選手については出国前と日本入国時に新型コロナウイルス感染症に関する検査を行うことに加え、入国後は毎日検査することが義務付けられるなど、徹底した感染防止策を講ずることとなっております。

②さらに、選手などには定期的に検査を含めた体調確認を行い、何らかの症状がある場合には選手村内にある診療所で診察を行い、入院が必要となる際には大会指定病院に搬送することとされております。

③このように徹底した水際対策や行動ルール、閉鎖エリアでの管理などの感染対策が行われるとともに、選手等に感染者が発生した場合においても地域の保健衛生・医療に支障をきたさない体制について、区と東京都、組織委員会などが詳細な調整を行っているところであります。

これらの対策は、アスリート・大会関係者等の安全・安心の確保とともに、新型コロナウイルス感染症から国民を守ることを目的としたものであります。

本区としましても、東京都や組織委員会など関

<p>THE TOKYO TOWERS自治会 会長 高崎 泰典</p>	<p>係機関と連携して、円滑な大会運営への協力と地域の安全・安心の確保に努めてまいります。</p> <p>自転車事故対策について 【回答】 ご要望の黎明大橋においては、これまでも注意看板を設置し、自転車の減速喚起に取り組んでおりましたが、さらなる減速効果を図るため、この度、月島警察署とも協議の上、坂道端部にポストコーンを複数設置いたしました。環状第2号線の整備に当たりましては、引き続き、安全対策に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>第一建設事務所</p>
---	---	----------------